

19 経営第 7907 号

平成 20 年 4 月 15 日

各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事
全国農業会議所会長

} あて

(農林水産省) 経営局長

耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断
基準等について

平成 19 年 11 月に公表された「農地政策の展開方向について」において、「耕作放棄地の解消に向けたきめ細やかな取組の実施」として、耕作放棄地について、現状把握を行い、農業利用に最大限努めつつ、農地に戻せるものと非農業的利用として検討せざるを得ないものとの振り分けることとしている。

については、その場合の農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について、下記により取り扱うこととしたので、御了知のうえ、関係機関に周知徹底を図る等遺憾のないよう措置されたい。

なお、これに伴って、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 5 条第 2 項第 4 号ハの「遊休農地」の取扱い等については、「農業経営基盤強化促進法に基づく遊休農地対策の運用に関するガイドライン等について」（平成 20 年 4 月 15 日付け 19 経営第 7975 号農林水産省経営局長通知）を別途通知するので申し添える。

記

第 1 趣旨

耕作放棄地に係る農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について、その取扱いを定め、土地の現況と農地基本台帳等各種台帳の地目の整合を図る。

第2 事務手続

- 1 「耕作放棄地全体調査要領」（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）に基づき把握された耕作放棄地について、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要となった場合には、市町村は農業委員会に対して、別紙様式第1号により判断を依頼する。
- 2 農業委員会は、市町村から別紙様式第1号により提出のあった判断対象地リストの内容を確認し、農業委員等による対象地の現況確認を行い、第3の基準に従って対象地が農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かについて農業委員会総会（又は農地部会）の議決により判断する。
- 3 農業委員会は、2の現況確認を行う前に、その土地の所有者（賃借人等を含む。以下同じ。）に対し、別紙様式第2号により、その土地が農地に該当するか否かの判断を行うことを通知するものとする。
- 4 2の現況確認については、農業委員1人以上を含む複数の者によって行うものとする。ただし、対象地が第3の2に該当する場合については、農業委員3人以上を含むこととする。
- 5 農業委員会は、2により、
 - (1) 対象地が農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当する旨判断した場合は、市町村及び対象地の所有者に対し、その旨を通知する。
 - (2) 対象地が農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しない旨判断した場合は、市町村に対して別紙様式第3号により作成する非農地通知一覧表及び対象地が農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しない旨等を内容とする通知書（以下「非農地通知書」という。）の写しを提出するとともに、対象地の所有者に対し、別紙様式第4号により、非農地通知書を、都道府県、法務局等の関係機関に対し、非農地通知一覧表を送付する。
- 6 農業委員会は、5の処理を行った場合は、対象地について、農地基本台帳の整理等を行うものとする。

第3 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準

耕作放棄地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないものとし、これ以外のものは「農地」に該当するものとする。

- 1 その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合
- 2 1以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

第4 その他

- 1 所有者からの申請に基づく農地法第2条第1項の「農地」に該当しないことの証明書の交付に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、第3の基準によるものとする。
- 2 農業委員会は、対象地が農地法第4条第1項、第5条第1項若しくは第73条第1項の規定に違反すると認められる場合又は同法第4条第1項、第5条第1項若しくは第73条第1項の許可に付された条件に違反すると認められる場合は、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断を行わない。この場合、農業委員会は、「農地等転用関係事務処理要領の制定について」（昭和46年4月26日付け46農地B第500号農林省農地局長通知）により、違反転用是正に係る事務処理に従い、都道府県知事にその旨を報告するとともに、違反転用是正のための指導を行うものとする。
- 3 農業委員会は、第2の2により、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断した土地について、別紙様式第3号の非農地通知一覧表をもとに、非農地台帳を作成するものとし、判断後の当該土地の状況について整理するものとする。また、法務局等から非農地通知一覧表に掲載した土地の現況に関する情報提供の要請があった場合は、必要な情報提供を行うものとする。

- 4 農業委員会は、法務局、市町村等と連携し、土地に関する情報交換が円滑に行われるよう努めるものとする。
- 5 国及び都道府県は、農業委員会から要請があった場合は、必要な助言等を行う。

(様式第1号)

農地・非農地の判断対象地リスト

平成〇年〇月〇日現在

〇〇市町村

① 所在	② 地目		③ 面積 (㎡)		④ 所有者氏名	⑤ 耕作放棄地の把握年月日	⑥ 現況確認日 (農業委員会で記載)	⑦ 農地・非農地の判断結果 (農業委員会で記載)
	農地基本台帳	登記簿	登記簿面積	実面積				
	畑 畑	畑 畑	180 200	200		平成20年6月20日 平成20年6月20日	平成20年7月1日 平成20年7月1日	非農地 非農地

○ 農地・非農地の判断対象地リストへの記載内容

①～②：農地基本台帳の経営農地等の筆別表と同じ内容を記載して下さい。

【地目】・・・左側の農地基本台帳の地目については、田、畑を記入し、樹園地の場合は果樹園○印、桑園△印、茶畑×印を記入して下さい。

③：農地基本台帳の経営農地等の筆別表と同じ内容を記載して下さい。

【面積】・・・登記簿面積を左側に記入して下さい。また、実際に利用する面積が著しく異なったり、実測が行われた場合はその実測面積を右側に記入して下さい。

④：農地基本台帳の所有者氏名を記入して下さい。

⑤：「耕作放棄地全体調査要領」（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）に基づく耕作放棄地の把握年月日を記入して下さい。

⑥：「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について」（平成20年4月15日付け19経営第7907号農林水産省経営局長通知）に基づく現況確認の実施年月日を記入して下さい。（農業委員会で記載。）

⑦：「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について」（平成20年4月15日付け19経営第7907号農林水産省経営局長通知）に基づき、農業委員会の総会又は農地部会で農地に該当するか否かを判断した場合は、その結果（「農地」、「非農地」）を記入して下さい。（農業委員会で記載）

(様式第2号)

耕作放棄地の農地・非農地の判断に係る事前通知書

年 月 日

(土地所有者・権利者氏名) 殿

〇〇農業委員会会長 氏名 印

貴殿が所有（借受）する下記1の土地について、農業委員会において、農地であるか非農地であるかの判断を行うこととなりましたのでお知らせします。

この判断を行うため、下記2の日程で現況調査を行うこととなります。

また、調査等の結果、当該土地について非農地と判断することがあり、その場合には、貴殿に対して非農地通知書を送付することとなります。

記

1 土地の表示

土地の所在	地番	地目		面積	
		農地基本台帳	登記簿	農地基本台帳	登記簿

※登記簿の地目・面積が分かる場合はその地目・面積を記載する。

2 現地調査実施予定年月日 平成〇年〇月〇日

(様式第3号)

非農地通知一覧表(台帳)

平成〇年〇月〇日現在

〇〇農業委員会

① 所在	② 地目		③ 面積(m ²)		④ 所有者氏名	⑤ 議決年月日	⑥ 非農地通知書 発行年月日	⑦ その後の状況
	農地基本台帳	登記簿	登記簿面積	実面積				
	畑 畑	畑 畑	180 200	200		平成20年6月20日 平成20年6月20日	平成20年7月1日 平成20年7月1日	

○ 非農地通知一覧表(台帳)への記載内容

①~②: 農地基本台帳の経営農地等の筆別表と同じ内容を記載して下さい。

【地目】・・・左側の農地基本台帳の地目については、田、畑を記入し、樹園地の場合は果樹園○印、桑園△印、茶畑×印を記入して下さい。

③: 農地基本台帳の経営農地等の筆別表と同じ内容を記載して下さい。

【面積】・・・登記簿面積を左側に記入して下さい。また、実際に利用する面積が著しく異なったり、実測が行われた場合はその実測面積を右側に記入して下さい。

④: 農地基本台帳の所有者氏名を記入して下さい。

⑤: 農業委員会の総会又は農地部会において、その土地が農地に該当しない旨判断した場合は、その議決年月日を記入して下さい。

⑥: 非農地通知書を発行した場合は、その発行年月日を記入して下さい。

⑦: 農業委員会の総会又は農地部会において、その土地が農地に該当しない旨判断した場合、当該土地のその後の状況を記入して下さい。

(様式第4号)

非農地通知書

年 月 日

(土地所有者・権利者氏名) 殿

〇〇農業委員会会長 氏名 印

平成〇年〇月〇日の農業委員会の総会（農地部会）において、貴殿が所有（借受）する下記土地は農地法第2条第1項の農地に該当しない旨判断しましたのでお知らせします。

このため、下記土地の登記について、登記簿地目の変更登記を行うよう要請します。

なお、農業委員会は、下記土地について、農地基本台帳を整理するとともに、併せて市町村等関係機関に対し、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨を通知することを申し添えます。

記

土地の所在	地番	地目		面積	
		農地基本台帳	登記簿	農地基本台帳	登記簿